

## カーリースに関するトラブルに注意

### カーリース契約とは

- 消費者の希望に沿った車をリース会社が調達し、期間を定めて貸し出す形で提供するものです。リース会社と消費者との賃貸借契約となり、車の所有者はリース会社になります。
- 原則として中途解約はできません。中途解約できる場合でも、通常は解約金や違約金が生じます。
- カーリースでは、契約満了時に想定される車の残価が重要な要素の一つとなります。そのため、想定した残価が大きくズレないよう、リース会社は利用方法(走行距離や改造など)に一定の制約を設ける場合がほとんどです。
- 契約満了後の車の取り扱いは、リース会社に返却する、

残価や自動車税の未精算分を支払い消費者に所有権を移転する(買い取り)、再リースして乗り続けるなど、契約内容で異なります。



### 相談事例

- 「ローンと同じ」と言われ契約したが、走行距離の制限や中途解約料があるカーリース契約だった。
- カーリース契約満了後「残価を支払わないと車を受け取らない」と言われた。

### アドバイス

- カーリースの仕組みを理解して、自身の利用方法に合っているか慎重に検討しましょう。
- 契約書の内容をしっかり確認し、不明な点があれば必ず契約前に事業者に確認しましょう。

間旭市消費生活センター(☎62-8019)